

## これからお墓を建てようとする人へ

寺院墓地、霊園墓地などの墓地は、「墓地、埋葬等に関する法律」に基づく経営許可を受けていなければなりません。これから墓地を検討する人は、まず許可を受けている墓地であることを確認して、使用契約を結びましょう。

**☎ 保健所衛生課(☎536-2854)**

## 住宅地や住宅地に近い場所での農業使用にご注意を

農業を住宅のそばで使用する場合は、次の点に注意してください。

- 農業使用量や回数の削減
- 農薬の使用量の厳守
- 飛散しにくい農薬や機材の使用
- 散布は無風・風の弱いときに行い、風向きやノズルの方向に注意する
- 地域住民への周知
- 使用した農薬の内容を記録し、一定期間保存する

**☎ 生産振興課(☎537-5770)**

## 一般競争入札により市有地を売却します

◎**寒田住宅跡地**

- 地目:宅地
- 面積:1,193.31㎡
- 参考価格:5,300万円
- 入札日時:9月27日(月) 午前10時～
- 入札場所:本庁舎9階 第1入札室
- 受付期間:8月2日(月)～31日(火)
- その他・**☎** 申込方法など詳しくは、管財課(☎537-5608)へ。

## 02 送付と振込

### 障害児福祉手当などを8月10日(火)に振り込みます

8月期の障害児福祉手当や特別障害者手当、福祉手当(経過措置分)を受給者の指定口座に振り込みます。該当者で振り込みのない人は、ご連絡ください。

また、病気や障がいのため日常生活において常時の介護を必要とする、20歳未満で障害児福祉手当の申請をしていない人および病気や障がいのため在宅で常時特別の介護を必要とする、20歳以上で特別障害者手当の申請をしていない人は、お問い合わせください。

**☎ 障害福祉課(☎537-5786)**

## 女性のための相談窓口をご利用ください

◎**夫婦のことや人間関係、仕事などの悩み事や不安**

- 日時:月・金・土曜日 午前10時～午後4時、火・木曜日 午後2時～8時(※火・木曜日が祝日の場合は、月・金・土曜日と同じ時間)
- その他:電話相談(☎574-5578)のほか、面接相談も可

◎**心の整理を目的とした傾聴相談(面接) ※予約制**

- 日時:毎週水曜日 午前10時～正午、午後1時～3時(祝日も実施)
- その他:いずれも休館日は除く。
- 場所・**☎** 男女共同参画センター(たぴねす)〈コンパルホール2階 ☎574-5577)

## 鳥獣被害対策の費用を一部補助します

◎**鳥獣被害防護柵資材の購入費**

- 対象資材:電気柵、鉄線柵、トタン柵
- 対象者:鳥獣による農林産物や人身の被害を防ぐため、防護柵を設置する個人・団体

◎**自衛捕獲用わなの購入費**

- 対象動物:イノシシ、シカなどの大型獣類、タヌキ・アナグマなどの中型獣類、カラス
- 対象者:市内に居住の農業者で、わな猟免許を有し、ハンター保険などに加入している人
- 購入・設置期間:4年2月末までに防護柵を設置・わなを購入
- 申込期限:12月28日(火)(予算に達し次第終了)
- その他・**☎** 購入後の申込みはできません。申請方法など詳しくは、林業水産課(本庁舎8階)、各支所、各連絡所に備え付けの申込書(市ホームページでダウンロードも可)をご覧ください。

## 空家等相談会

**無料**

- 日時:8月22日(日) 午前10時～正午、午後1時～4時
- 場所:大南公民館2階 研修室A・B
- 内容:宅地建物取引業者や建築士、行政書士などによる、空き家の管理、売買・賃貸、リフォーム、相続、解体の相談

**☎ 住宅課(☎585-6012)**

## 第11回戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の請求手続きはお済みですか

- 支給内容:額面25万円(5年償還の記名国債)
- 請求期間:5年3月末まで
- その他・**☎** 対象者など詳しくは、福祉保健課(☎537-5737)へ。

## 建築士による木造住宅の簡易耐震診断を行います

**無料**

- 期間:8月30日(月)～9月3日(金)
- 対象:平成12年5月31日以前に着工された市内の木造住宅(併用住宅で、住宅部分の面積が2分の1以上のものを含む)
- 募集戸数:20戸(先着順)
- 申込み・**☎** 直接または電話で、8月20日(金)までに開発建築指導課(本庁舎7階 ☎537-5635)へ。

## 伝統文化活動を補助します

- 対象:太鼓や山車の修理、衣装や道具類などの新調にかかる費用(4年3月末に完了するもの)
- 補助額:対象経費の2分の1(上限100万円)
- 申込期間:8月20日(金)まで

**☎ 歴史資料館(☎549-0880)**

## 市内全域で有害鳥獣捕獲を行います

市の有害鳥獣捕獲班により、農地周辺を中心に行います。昨年度実績はイノシシなど2,548頭です。また、住宅地周辺で実施する場合がありますので、ご理解とご協力をお願いします。

- 期間:8月1日(日)～10月31日(日)
- 実施方法:銃器(住宅地周辺では不使用)、わな

**☎ 林業水産課(☎585-6021)**

## 優れた技能者をご推薦ください

市では、毎年11月に、優れた技能を有する技能者の表彰を行っています。市内に住所を有し、他の技能者の模範と認められる人を推薦してください。推薦基準など詳しくは、市ホームページをご覧ください。

- 申込み・**☎** 商工労政課(本庁舎9階)に備え付けの推薦用紙(市ホームページでダウンロードも可)に記入し、9月3日(金)までに同課(☎537-5964)へ。

## 特別児童扶養手当の所得状況届はお早めに

特別児童扶養手当を受けている人は、所得状況届の提出が必要です。該当者には案内通知書を送付しており、8月11日(水)から順次受け付けます。届け出がない場合は、手当の支給が停止され、届け出がないまま2年を経過すると、時効により受給権を失います。※8月4日(水)までに案内通知書が届かない場合は、連絡してください。

**☎ 障害福祉課(☎585-6009)**

## 休日・時間外のマイナンバーカード受け取りおよび申請窓口を開設します

◎**休日**

- 日時:8月29日(日) 午前9時～午後3時 ※佐賀関・野津原支所は午前9時～正午
- その他:交付通知書に記載されている場所以外では受け取りできません。カードの受け取りは予約不要(佐賀関・野津原支所は要予約)で、申請補助は希望する窓口への予約が必要です。
- 申込み・場所・**☎** 電話で、市民課(本庁舎1階 ☎537-7298)または各支所へ。

◎**平日時間外**

- 日時:8月19日(木) 午後6時～7時 ※要予約
- 申込み・場所・**☎** 電話で、8月2日(月)～12日(木)(午前8時30分～午後6時)に市民課(本庁舎1階 ☎537-7298)へ。

## 身近な通いの場

### 「地域ふれあいサロン」

高齢者の生きがいづくりや仲間づくりの場として、公民館などに集まり交流・活動をします。参加したい人、サロンを立ち上げたい人はお問い合わせください。

**☎ 市社会福祉協議会(☎547-7418)**

## 無料人権相談を行います

- 日時:9月1日(水) 午前10時～正午、午後1時～3時
- 相談内容:人権問題について
- 相談員:人権擁護委員
- 場所・**☎** 人権啓発センター(ヒューレおおいた)〈J:COM ホルトホール大分1階 ☎576-7593)

## 優良建設工事施工業者を表彰

市が発注し2年度に完成した、他の模範となる建設工事の施工業者を部門ごとに表彰しました。

- 土木工事第一:(株)センコー企画、(株)佐伯建設
- 土木工事第二:(株)めの建設
- 舗装工事:(株)安東建設、朝日工業(株)、後藤建設(株)
- 造園工事:東陽緑化(株)、(有)新名緑化
- 建築工事第一:(株)平和建設、(有)峰建設
- 管工事:協和工業(株)、(株)大分ワコー
- 電気工事:(株)アポロエンジニアリング
- その他工事:(株)東部開発

**☎ 契約監理課(☎537-5605)**

## お盆期間中は道路工事を控えます

8月12日(木)午後10時～16日(月)午前9時の間、国道、県道、市道の工事を中止します(緊急工事は除く)。

**☎ ●国管理国道…国土交通省大分河川国道事務所(☎544-4167) ●県管理国道・県道…県土木事務所(☎558-2141) ●市道…土木管理課(☎537-5992)**

## 市民課などの窓口時間を午後6時まで延長しています

■ 開庁日時:月～金曜日(祝日を除く) 午前8時30分～午後6時

対象窓口	午後5時15分以降の対象業務	問い合わせ
市民課	● 戸籍・住民異動、印鑑登録、水道使用の受け付けなど ● 戸籍・住民票・印鑑登録証明書・マイナンバーカードなどの交付	☎537-5614
パスポートセンター	旅券交付	☎574-6355
国保年金課	国民健康保険・後期高齢者医療の①資格、税額②給付 ③納付	①☎537-5736 ②☎537-5735 ③☎537-5738
国民年金室	国民年金の加入・変更、保険料免除など	☎537-5617
障害福祉課	①医療費助成、各種手当 ②障害福祉サービスに関する事	①☎537-5786 ②☎537-5658
子育て支援課	児童手当、児童扶養手当、医療費助成など	☎537-5793
子ども入園課	認可保育施設の入所に関する事	☎537-5794
税証明窓口	税証明のうち「所得証明書」「市民税・県民税課税証明書」の交付	☎537-5673

## 01 お知らせ

### 上下水道局営業課からのお知らせ(☎538-2416)

◎**公共下水道をお使いの皆さまへ**

上水道だけでなく、井戸水、温泉水などの公共下水道に排水する場合も使用料の対象となります。未届の場合はご連絡ください。

◎**下水管などの点検・清掃について悪質な業者にご注意ください**

「市役所から依頼された」と言って自宅を訪問し、宅地内の下水管の点検などを行って高額な代金を要求するトラブルが発生していますので、ご注意ください。

### 水道メーター新設時などには届け出が必要です

公共下水道を使用している建物で、水道メーターの新設、増設、口径変更などを行う場合は、メーターごとに「公共下水道使用開始届」の提出が必要です。詳しくは、上下水道局営業課(☎538-2416)へ。

### 貯水槽水道の管理のお願い

水道水を受水槽に貯めて給水する施設(貯水槽水道)では、次の衛生管理を行ってください。

- 水槽の清掃(年1回以上)
- 水槽の定期点検(汚れやひび割れ、ふたの施錠、異物の混入など)
- 蛇口からの水の色、臭い、味などの確認

※10㎡を超える受水槽および高置水槽は法定検査の義務があります。

**☎ 保健所衛生課(☎536-2854)**

### 65歳になった月分から介護保険料の納付方法などが変わります

40歳～64歳の間、国民健康保険や職場の医療保険と一緒に納付していた介護保険料は、65歳になった月分から納付方法などが変わります。

65歳になった人の介護保険料は、納付書または口座振替で納付することになります。なお、次年度以降は原則として年金天引きとなります。介護保険はサービス利用の有無に関わらず、介護を社会全体で支える仕組みです。納期限までに介護保険料を納めましょう。

**☎ 長寿福祉課(☎537-5741)**